

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



長崎県公報

目 次

| | |
|-----------------------------------|---------------|
| ◎ 規 則 | 所管課（室）名 |
| ○長崎県財務規則の一部を改正する規則 | 会 計 課 |
| ◎ 訓 令 | |
| ○長崎県建設工事検査規程の一部改正 | 建 設 企 画 課 |
| ◎ 告 示 | |
| ・一般廃棄物処理施設変更許可申請及び産業廃棄物処理施設変更許可申請 | 資 源 循 環 推 進 課 |
| ◎ 人事委員会規則 | |
| ○職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則 | 人事委員会事務局 |
| ◎ 正 誤 | |
| ・令和7年8月1日付長崎県公報第11437号中 | 道 路 維 持 課 |

規 則

長崎県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年9月30日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県規則第45号

長崎県財務規則の一部を改正する規則

長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正後 | 改正前 | | | |
|--|---------------------------|---------|---------|---|
| <p>(資金前渡職員)</p> <p>第55条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項に定める経費以外の経費の資金の前渡を受ける職員は、そのつど支出命令者が、<u>資金前渡の方法により払出を行う歳入歳出外現金の資金の前渡を受ける職員は、そのつど保管金出納通知者が定めるものとする。</u></p> <p>4 <u>前項の規定にかかわらず、支出命令者又は保管金出納通知者は、自動口座振替の方法により支払う経費の資金の前渡を受ける職員として、次の表に掲げる職員を定めることができる。</u></p> <table border="1" data-bbox="167 1971 790 2049"> <tr> <td>令第161条第1項第9号に規定する経費のうち歳出に</td> <td>部局</td> <td>出納局会計課長</td> </tr> </table> | 令第161条第1項第9号に規定する経費のうち歳出に | 部局 | 出納局会計課長 | <p>(資金前渡職員)</p> <p>第55条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項に定める経費以外の経費の資金の前渡を受ける職員は、そのつど支出命令者が定めるものとする。</p> |
| 令第161条第1項第9号に規定する経費のうち歳出に | 部局 | 出納局会計課長 | | |

| | | | |
|------------------------------------|--------------------------|----------------------------------|-----------------------------------|
| 係るもの | | | |
| 令第161条第1項第9号に規定する経費のうち歳入歳出外現金に係るもの | 給与の源泉徴収に係る所得税及び復興特別所得税 | 部局（教育庁及び警察本部を除く。） 教育庁 警察本部 | 出納局会計課長 教育政策課長 警察本部会計課長 |
| | 給与以外の源泉徴収に係る所得税及び復興特別所得税 | 部局（警察本部を除く。） 警察本部 かい | 出納局会計課長 警察本部会計課長 出納員の職にある職員 |
| 令第161条第1項第13号及び第14号に規定する経費 | | 部局 かい | 各課の課長補佐等 出納員の職にある職員 |

（前渡金の精算）

第58条 第55条第3項及び第4項の資金前渡職員は、支払の完了後（出張して支払ったものについては、帰庁（所）後）支払完了日又は帰庁日の翌日から起算して7日（県の休日を含む。）以内に資金前渡精算書（様式第26号）を作成し、これに証拠書類を添えて支出命令者又は保管金出納通知者に提出しなければならない。

2 支出命令者又は保管金出納通知者は、前項の規定により資金前渡精算書の提出を受けたときは、直ちに会計管理者等に送付しなければならない。この場合において、精算残額があるときは、第39条の規定により直ちに戻入手続をとらなければならない。

3 第55条第3項及び第4項の資金前渡職員は、やむをえない事情により第1項に規定する精算期間中に資金前渡精算書を提出できないときは、その理由及び精算見込時期を明らかにして支出命令者又は保管金出納通知者の承認を受けなければならない。

4 支出命令者又は保管金出納通知者は、前項の規定により承認を与えたときは、その旨を会計管理者等に通知しなければならない。

（入札参加者の指名）

第103条 契約担任者は、指名競争入札により契約を締結しようとするときは、当該入札に参加することができる資格を有する者のうちから原則として5人以上（予定価格が400万円を超えないものにあつては3人以上）の入札者を指名しなければならない。

（見積書の徴取等）

第106条 略

2 略

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、見積書の徴取を省略することができる。

(1)～(3) 略

(4) すでに起工された工事（委託工事を含む。）の設計変更に伴い変更請負額を定めるもの。ただし、設計変更後の額が、400万円を超え、かつ、設計変更前の額の2割を超えて増額するものを除く。

(5) すでに起工された工事に関する設計、調査、測量業務

（前渡金の精算）

第58条 第55条第3項の資金前渡職員は、支払の完了後（出張して支払ったものについては、帰庁（所）後）支払完了日又は帰庁日の翌日から起算して7日（県の休日を含む。）以内に資金前渡精算書（様式第26号）を作成し、これに証拠書類を添えて支出命令者に提出しなければならない。

2 支出命令者は、前項の規定により資金前渡精算書の提出を受けたときは、直ちに会計管理者等に送付しなければならない。この場合において、精算残額があるときは、第39条の規定により直ちに戻入手続をとらなければならない。

3 第55条第3項の資金前渡職員は、やむをえない事情により第1項に規定する精算期間中に資金前渡精算書を提出できないときは、その理由及び精算見込時期を明らかにして支出命令者の承認を受けなければならない。

4 支出命令者は、前項の規定により承認を与えたときは、その旨を会計管理者等に通知しなければならない。

（入札参加者の指名）

第103条 契約担任者は、指名競争入札により契約を締結しようとするときは、当該入札に参加することができる資格を有する者のうちから原則として5人以上（予定価格が250万円を超えないものにあつては3人以上）の入札者を指名しなければならない。

（見積書の徴取等）

第106条 略

2 略

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、見積書の徴取を省略することができる。

(1)～(3) 略

(4) すでに起工された工事（委託工事を含む。）の設計変更に伴い変更請負額を定めるもの。ただし、設計変更後の額が、250万円を超え、かつ、設計変更前の額の2割を超えて増額するものを除く。

(5) すでに起工された工事に関する設計、調査、測量業務

等の設計変更に伴い変更業務委託料を定めるもの。ただし、設計変更後の額が、200万円を超え、かつ、設計変更前の額の2割を超えて増額するものを除く。

(6)及び(7) 略

(予定価格調書の作成の省略)

第106条の2 契約担任者は、随意契約をしようとする場合において、当該契約が前条第3項に掲げるもの及び予定価格が200万円を超えないもの（3万円を超える物件の売払いの場合を除く。）は、予定価格調書の作成を省略することができる。

(契約書の特例)

第109条 400万円を超えない指名競争契約又は随意契約を締結する場合においては、請書又は承諾書をもって前条の契約書に代えることができる。

2 略

(契約書の省略)

第110条 次に掲げる場合においては、特に理由のあるものを除き、前2条の規定を適用しない。

(1) 200万円を超えない指名競争契約又は随意契約を締結するとき。

(2)及び(3) 略

(履行の届出)

第118条 契約担任者は、工事又は製造その他の請負契約（以下「請負契約」という。）についてその工事、製造等が完了したときは完成した旨の届出書を、物件の買入れその他の契約についてその履行が完了したときはその旨の届出書を契約の相手方に提出させなければならない。ただし、当該契約が200万円を超えないもの（特に提出させる必要があるものを除く。）及び生鮮食料品等の購入については、この限りでない。

(検査職員の一般的職務)

第121条 略

2～5 略

6 請負契約でその対価が200万円を超えないものについては、請求書等の表面余白に検査済の旨並びに年月日及び氏名を記載し、これに押印して検査調書の作成に代えることができる。

7及び8 略

(保管金等の種類)

第124条 略

(1) 略

(2) 源泉徴収に係る所得税及び復興特別所得税、県市町村民税及び被保険者の負担すべき保険料（源泉徴収後直ちに納付するものを除く。）

(3)～(10) 略

等の設計変更に伴い変更業務委託料を定めるもの。ただし、設計変更後の額が、100万円を超え、かつ、設計変更前の額の2割を超えて増額するものを除く。

(6)及び(7) 略

(予定価格調書の作成の省略)

第106条の2 契約担任者は、随意契約をしようとする場合において、当該契約が前条第3項に掲げるもの及び予定価格が100万円を超えないもの（3万円を超える物件の売払いの場合を除く。）は、予定価格調書の作成を省略することができる。

(契約書の特例)

第109条 250万円をこえない指名競争契約又は随意契約を締結する場合においては、請書又は承諾書をもって前条の契約書に代えることができる。

2 略

(契約書の省略)

第110条 次に掲げる場合においては、特に理由のあるものを除き、前2条の規定を適用しない。

(1) 100万円を超えない指名競争契約又は随意契約を締結するとき。

(2)及び(3) 略

(履行の届出)

第118条 契約担任者は、工事又は製造その他の請負契約（以下「請負契約」という。）についてその工事、製造等が完了したときは完成した旨の届出書を、物件の買入れその他の契約についてその履行が完了したときはその旨の届出書を契約の相手方に提出させなければならない。ただし、当該契約が100万円を超えないもの（特に提出させる必要があるものを除く。）及び生鮮食料品等の購入については、この限りでない。

(検査職員の一般的職務)

第121条 略

2～5 略

6 請負契約でその対価が100万円を超えないものについては、請求書等の表面余白に検査済の旨並びに年月日及び氏名を記載し、これに押印して検査調書の作成に代えることができる。

7及び8 略

(保管金等の種類)

第124条 略

(1) 略

(2) 源泉徴収に係る所得税、県市町村民税及び被保険者の負担すべき保険料（源泉徴収後直ちに納付するものを除く。）

(3)～(10) 略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の長崎県財務規則第109条第1項及び第110条第1号の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引又は契約の申込みに係る契約について適用し、施行日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引又は契約の申込みに係る契約については、なお従前の例による。

訓 令

長崎県訓令第5号

本 庁
各地方機関

長崎県建設工事検査規程（昭和50年長崎県訓令第1号）の一部を次のように改正する。

令和7年9月30日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、長崎県建設工事執行規則（昭和49年長崎県規則第30号）第33条の規定に基づき、検査職員が行う検査の実施について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(検査の通知及び立会)</p> <p>第5条 検査職員は、検査を行うときは、あらかじめ、検査の日時及び検査の準備等必要な事項を監督職員及び受注者に通知するものとする。</p> <p>2 前項の規定による検査の通知を受けた監督職員及び受注者又は現場代理人は、検査に立会わなければならない。</p> <p>(検査の準備)</p> <p>第6条 監督職員及び受注者又は現場代理人は、検査に<u>当たり</u>、次に掲げる準備をしなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 受注者又は現場代理人が行う準備 ア～ウ 略</p> <p>(検査結果の報告)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、請負代金額が<u>200万円</u>を超えない工事については、請求書等の表面余白に検査済の旨並びに年月日及び氏名を記載し、押印し、これにより、報告することができる。</p> | <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、長崎県建設工事執行規則（昭和49年長崎県規則第30号）第32条の規定に基づき、検査職員が行う検査の実施について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(検査の通知及び立会)</p> <p>第5条 検査職員は、検査を行うときは、あらかじめ、検査の日時及び検査の準備等必要な事項を監督職員及び請負者に通知するものとする。</p> <p>2 前項の規定による検査の通知を受けた監督職員及び請負者又は現場代理人は、検査に立会わなければならない。</p> <p>(検査の準備)</p> <p>第6条 監督職員及び請負者又は現場代理人は、検査に<u>当り</u>、次に掲げる準備をしなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 請負者又は現場代理人が行う準備 ア～ウ 略</p> <p>(検査結果の報告)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、請負代金額が<u>100万円</u>を超えない工事については、請求書等の表面余白に検査済の旨並びに年月日及び氏名を記載し、押印し、これにより、報告することができる。</p> |

附 則

この訓令は、令和7年10月1日から施行する。

告 示

長崎県告示第483号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第9条第1項に基づく一般廃棄物処理施設変更許可申請及び法第15条の2の6第1項に基づく産業廃棄物処理施設変更許可申請があったので、法第8条第4項及び法第15条第4項の規定により次のとおり告示し、その関係書類を公衆の縦覧に供する。

令和7年9月30日

長崎県知事 大石 賢吾

- 申請者の名称及び代表者の氏名並びに所在地
ハラサンギョウ株式会社 代表取締役 原 隆
長崎県東彼杵郡川棚町三越郷51番地2
- 施設の設置場所
長崎県東彼杵郡川棚町白石郷字宮田1986番40（流動床1号炉）、1986番14外13筆（流動床2号炉）
- 施設の種類

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。）第5条第1項に規定するごみ処理施設（焼却施設）、令第7条第3号に掲げる汚泥の焼却施設、同条第5号に掲げる廃油の焼却施設、同条第8号に掲げる廃プラスチック類の焼却施設及び同条第13号の2に掲げる産業廃棄物の焼却施設
- 4 施設において処理する廃棄物の種類
- 一般廃棄物のうち、し尿汚泥、浄化槽汚泥、し尿処理施設の槽清掃汚泥、その他有機性汚泥、動植物性残さ及び動物の死体
- 産業廃棄物のうち、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ（廃酸、廃アルカリはいずれも動物の血液に限る。）、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、動物のふん尿及び13号廃棄物（ただし、13号廃棄物は廃油、動植物性残さ、動物系固形不要物、動物の死体を蒸煮処理したものに限る。）
- 5 申請年月日
- 令和7年7月14日
- 6 縦覧の場所、期間及び時間
- (1) 縦覧の場所
- 長崎県県民生活環境部資源循環推進課（長崎県長崎市尾上町3番1号）
長崎県県央振興局保健部衛生環境課（長崎県諫早市栄田町26番49号）
川棚町住民福祉課住民係（長崎県東彼杵郡川棚町中組郷1518番地1）
- (2) 縦覧の期間及び時間
- 令和7年9月30日から令和7年10月30日までの午前9時から午後5時まで（県の休日を除く。）
- 7 意見書の提出
- 法第8条第6項及び法第15条第6項の規定により当該一般廃棄物処理施設及び当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに対象施設の種類及び設置場所、生活環境の保全上の見地からの意見の内容及びその理由並びに氏名及び住所（法人にあっては名称及び代表者の氏名並びに所在地）を日本語で記載した意見書を、長崎県県民生活環境部資源循環推進課に提出することができる。

人事委員会規則

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年9月30日

長崎県人事委員会委員長 水上 正博

長崎県人事委員会規則第20号

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和29年長崎県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正後 | 改正前 | | | | | | | | |
|--|--|---|-----------------------|---|---|------------------|---|-----------------------|---|
| 別記様式第17号（表面）（第23条第1項関係） | 別記様式第17号（表面）（第23条第1項関係） | | | | | | | | |
| 退職手当支給制限処分書 | 退職手当支給制限処分書 | | | | | | | | |
| 年 月 日 | 年 月 日 | | | | | | | | |
| 様 | 様 | | | | | | | | |
| （退職手当管理機関） 印 | （退職手当管理機関） 印 | | | | | | | | |
| <p>職員の退職手当に関する条例 <u>第12条第1項</u> <u>第14条第1項</u>の規定により、一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分として、下記の金額を支払わないこととする。</p> <p>なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に長崎県知事に対してすることができる。</p> <p>また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分があったことを知った日から6か月以内に長崎県を被告として（被告を代表する者は ※ ）提起することができる（なお、この処分があったことを知った日から6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日から6か月以内に提起することができる（なお、その判決があったことを知った日から6か月以内であっても、その判決の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。</p> | <p>職員の退職手当に関する条例 <u>第12条第1項</u> <u>第14条第1項</u>の規定により、一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分として、下記の金額を支払わないこととする。</p> <p>なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に長崎県知事に対してすることができる。</p> <p>また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に長崎県を被告として（被告を代表する者は ※ ）提起することができる（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる（なお、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その判決の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。</p> | | | | | | | | |
| 記 | 記 | | | | | | | | |
| 金 円 | 金 円 | | | | | | | | |
| <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">（処分前の一般の退職手当等の額）</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="width: 80%;">（処分後に支払われる一般の退職手当等の額）</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> </table> | （処分前の一般の退職手当等の額） | 円 | （処分後に支払われる一般の退職手当等の額） | 円 | <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">（処分前の一般の退職手当等の額）</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="width: 80%;">（処分後に支払われる一般の退職手当等の額）</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> </table> | （処分前の一般の退職手当等の額） | 円 | （処分後に支払われる一般の退職手当等の額） | 円 |
| （処分前の一般の退職手当等の額） | 円 | | | | | | | | |
| （処分後に支払われる一般の退職手当等の額） | 円 | | | | | | | | |
| （処分前の一般の退職手当等の額） | 円 | | | | | | | | |
| （処分後に支払われる一般の退職手当等の額） | 円 | | | | | | | | |

別記様式第18号（表面）（第23条第2項関係）

退職手当支給制限処分書

年 月 日

様

（退職手当管理機関） 印

職員の退職手当に関する条例 第14条第1項 第14条第2項 の規定により、一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分として、下記の金額を支払わないこととする。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に長崎県知事に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分があったことを知った日から6か月以内に長崎県を被告として（被告を代表する者は ※ ）提起することができる（なお、この処分があったことを知った日から6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁判があったことを知った日から6か月以内に提起することができる（なお、その裁判があったことを知った日から6か月以内であっても、その裁判の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

記

金 円

| | |
|-----------------------|---|
| （処分前の一般の退職手当等の額） | 円 |
| （処分後に支払われる一般の退職手当等の額） | 円 |

別記様式第18号（表面）（第23条第2項関係）

退職手当支給制限処分書

年 月 日

様

（退職手当管理機関） 印

職員の退職手当に関する条例 第14条第1項 第14条第2項 の規定により、一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分として、下記の金額を支払わないこととする。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に長崎県知事に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に長崎県を被告として（被告を代表する者は ※ ）提起することができる（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁判の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる（なお、その裁判の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁判の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

記

金 円

| | |
|-----------------------|---|
| （処分前の一般の退職手当等の額） | 円 |
| （処分後に支払われる一般の退職手当等の額） | 円 |

別記様式第19号（表面）（第24条第1項関係）

退職手当支払差止処分書

年 月 日

様

（退職手当管理機関） 印

職員の退職手当に関する条例第13条第1項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に長崎県知事に対してすることができる。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、（退職手当管理機関）に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分があったことを知った日から6か月以内に長崎県を被告として（被告を代表する者は ※ ）提起することができる（なお、この処分があったことを知った日から6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日から6か月以内に提起することができる（なお、その判決があったことを知った日から6か月以内であっても、その判決の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

（退職をした者の氏名）

| | | |
|---------|-------|--------|
| （採用年月日） | 年 月 日 | （勤続期間） |
| （退職年月日） | 年 月 日 | |

別記様式第19号（表面）（第24条第1項関係）

退職手当支払差止処分書

年 月 日

様

（退職手当管理機関） 印

職員の退職手当に関する条例第13条第1項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に長崎県知事に対してすることができる。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して3箇月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、（退職手当管理機関）に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に長崎県を被告として（被告を代表する者は ※ ）提起することができる（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる（なお、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その判決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

（退職をした者の氏名）

| | | |
|---------|-------|--------|
| （採用年月日） | 年 月 日 | （勤続期間） |
| （退職年月日） | 年 月 日 | |

別記様式第20号（表面）（第24条第2項関係）

退職手当支払差止処分書

年 月 日

様

（退職手当管理機関） 印

職員の退職手当に関する条例第13条第2項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に長崎県知事に対してすることができる。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、（退職手当管理機関）に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分があったことを知った日から6か月以内に長崎県を被告として（被告を代表する者は ※ ）提起することができる（なお、この処分があったことを知った日から6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日から6か月以内に提起することができる（なお、その判決があったことを知った日から6か月以内であっても、その判決の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

（退職をした者の氏名）

| | |
|---------------|--------|
| （採用年月日） 年 月 日 | （勤続期間） |
| （退職年月日） 年 月 日 | |

別記様式第20号（表面）（第24条第2項関係）

退職手当支払差止処分書

年 月 日

様

（退職手当管理機関） 印

職員の退職手当に関する条例第13条第2項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に長崎県知事に対してすることができる。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して3箇月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、（退職手当管理機関）に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に長崎県を被告として（被告を代表する者は ※ ）提起することができる（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる（なお、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その判決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

（退職をした者の氏名）

| | |
|---------------|--------|
| （採用年月日） 年 月 日 | （勤続期間） |
| （退職年月日） 年 月 日 | |

別記様式第21号（表面）（第24条第3項関係）

退職手当支払差止処分書

年 月 日

様

（退職手当管理機関） 印

職員の退職手当に関する条例第13条第2項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に長崎県知事に対してすることができる。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、（退職手当管理機関）に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分があったことを知った日から6か月以内に長崎県を被告として（被告を代表する者は ※ ）提起することができる（なお、この処分があったことを知った日から6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日から6か月以内に提起することができる（なお、その判決があったことを知った日から6か月以内であっても、その判決の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

（退職をした者の氏名）

（採用年月日） 年 月 日 （勤続期間）

（退職年月日） 年 月 日 年 月

別記様式第21号（表面）（第24条第3項関係）

退職手当支払差止処分書

年 月 日

様

（退職手当管理機関） 印

職員の退職手当に関する条例第13条第2項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に長崎県知事に対してすることができる。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して3箇月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、（退職手当管理機関）に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に長崎県を被告として（被告を代表する者は ※ ）提起することができる（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる（なお、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その判決の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

（退職をした者の氏名）

（採用年月日） 年 月 日 （勤続期間）

（退職年月日） 年 月 日 年 月

別記様式第22号（表面）（第24条第4項関係）

退職手当支払差止処分書

年 月 日

様

（退職手当管理機関） 印

職員の退職手当に関する条例第13条第3項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に長崎県知事に対してすることができる。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、（退職手当管理機関）に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分があったことを知った日から6か月以内に長崎県を被告として（被告を代表する者は ※ ）提起することができる（なお、この処分があったことを知った日から6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内に提起することができる（なお、その裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、その裁決の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

（退職をした者の氏名）

| | |
|---------------|-------------------|
| （採用年月日） 年 月 日 | （勤続期間） 年 月 |
| （退職年月日） 年 月 日 | |

別記様式第22号（表面）（第24条第4項関係）

退職手当支払差止処分書

年 月 日

様

（退職手当管理機関） 印

職員の退職手当に関する条例第13条第3項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に長崎県知事に対してすることができる。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して3箇月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、（退職手当管理機関）に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に長崎県を被告として（被告を代表する者は ※ ）提起することができる（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる（なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

（退職をした者の氏名）

| | |
|---------------|-------------------|
| （採用年月日） 年 月 日 | （勤続期間） 年 月 |
| （退職年月日） 年 月 日 | |

別記様式第23号（表面）（第25条第1項関係）

退職手当返納命令書

年 月 日

様

（退職手当管理機関） 印

職員の退職手当に関する条例第15条第1項の規定により、既に支払われた一般の退職手当等の額のうち下記の金額の返納を命ずる。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この命令があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に長崎県知事に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令があったことを知った日から6か月以内に長崎県を被告として（被告を代表する者は ※ ）提起することができる（なお、この命令があったことを知った日から6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この命令があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日から6か月以内に提起することができる（なお、その判決があったことを知った日から6か月以内であっても、その判決の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

記

金 円

| | |
|---------------------|---|
| （既に支払われた一般の退職手当等の額） | 円 |
|---------------------|---|

| | |
|---|---|
| （職員の退職手当に関する条例第15条第1項の規定により控除される失業者退職手当額） | 円 |
|---|---|

別記様式第23号（表面）（第25条第1項関係）

退職手当返納命令書

年 月 日

様

（退職手当管理機関） 印

職員の退職手当に関する条例第15条第1項の規定により、既に支払われた一般の退職手当等の額のうち下記の金額の返納を命ずる。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に長崎県知事に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に長崎県を被告として（被告を代表する者は ※ ）提起することができる（なお、この命令書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この命令書を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる（なお、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その判決の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

記

金 円

| | |
|---------------------|---|
| （既に支払われた一般の退職手当等の額） | 円 |
|---------------------|---|

| | |
|---|---|
| （職員の退職手当に関する条例第15条第1項の規定により控除される失業者退職手当額） | 円 |
|---|---|

別記様式第24号（表面）（第25条第2項関係）

退職手当返納命令書

年 月 日

様

（退職手当管理機関） 印

職員の退職手当に関する条例 第15条第1項 第16条第1項 の規定により、既に支払われた一般の退職手当等の額のうち下記の金額の返納を命ずる。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この命令があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に長崎県知事に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令があったことを知った日から6か月以内に長崎県を被告として（被告を代表する者は ※ ）提起することができる（なお、この命令があったことを知った日から6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この命令があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日から6か月以内に提起することができる（なお、その判決があったことを知った日から6か月以内であっても、その判決の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

記

金 円

| | |
|---|---|
| （既に支払われた一般の退職手当等の額） | 円 |
| （職員の退職手当に関する条例 第15条第1項 第16条第1項 の規定により控除される失業者退職手当額） | 円 |

別記様式第24号（表面）（第25条第2項関係）

退職手当返納命令書

年 月 日

様

（退職手当管理機関） 印

職員の退職手当に関する条例 第15条第1項 第16条第1項 の規定により、既に支払われた一般の退職手当等の額のうち下記の金額の返納を命ずる。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に長崎県知事に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に長崎県を被告として（被告を代表する者は ※ ）提起することができる（なお、この命令書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この命令書を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる（なお、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その判決の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

記

金 円

| | |
|---|---|
| （既に支払われた一般の退職手当等の額） | 円 |
| （職員の退職手当に関する条例 第15条第1項 第16条第1項 の規定により控除される失業者退職手当額） | 円 |

別記様式第25号（表面）（第26条関係）

職員の退職手当に関する条例第17条第1項に規定する懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知書

年 月 日

様

（退職手当管理機関） 印

下記の退職をした者に対しその退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、その者がその一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由があるため、職員の退職手当に関する条例第17条第1項の規定により通知する。

この通知をした機関は、この通知が到達した日から6か月以内に限り、この通知を受けた者に対し、下記の退職をした者が既に支払われた一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、その一般の退職手当等の額（下記の退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

記

（退職をした者の氏名）

（退職手当の受給者の氏名）

別記様式第25号（表面）（第26条関係）

職員の退職手当に関する条例第17条第1項に規定する懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知書

年 月 日

様

（退職手当管理機関） 印

下記の退職をした者に対しその退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、その者がその一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由があるため、職員の退職手当に関する条例第17条第1項の規定により通知する。

この通知をした機関は、この通知が到達した日の翌日から起算して6か月以内に限り、この通知を受けた者に対し、下記の退職をした者が既に支払われた一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、その一般の退職手当等の額（下記の退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

記

（退職をした者の氏名）

（退職手当の受給者の氏名）

別記様式第26号（表面）（第27条第1項関係）

退職手当相当額納付命令書

年 月 日

様

（退職手当管理機関） 印

職員の退職手当に関する条例 第17条第1項 第17条第2項 第17条第3項 の規定によ

り、退職手当の受給者に対し既に支払われた一般の退職手当等の額に相当する額のうち下記の金額の納付を命ずる。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この命令があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に長崎県知事に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令があったことを知った日から6か月以内に長崎県を被告として（被告を代表する者は ※ ）提起することができる（なお、この命令があったことを知った日から6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この命令があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日から6か月以内に提起することができる（なお、その判決があったことを知った日から6か月以内であっても、その判決の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

記

金 円

（既に支払われた一般の退職手当等の額） 円

（職員の退職手当に関する条例 第17条第1項 第17条第2項 第17条第3項 の規定により控除される失業者退職手当額） 円

別記様式第26号（表面）（第27条第1項関係）

退職手当相当額納付命令書

年 月 日

様

（退職手当管理機関） 印

職員の退職手当に関する条例 第17条第1項 第17条第2項 第17条第3項 の規定によ

り、退職手当の受給者に対し既に支払われた一般の退職手当等の額に相当する額のうち下記の金額の納付を命ずる。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に長崎県知事に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に長崎県を被告として（被告を代表する者は ※ ）提起することができる（なお、この命令書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この命令書を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる（なお、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その判決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

記

金 円

（既に支払われた一般の退職手当等の額） 円

（職員の退職手当に関する条例 第17条第1項 第17条第2項 第17条第3項 の規定により控除される失業者退職手当額） 円

別記様式第27号（表面）（第27条第2項関係）

退職手当相当額納付命令書

年 月 日

様

（退職手当管理機関） 印

職員の退職手当に関する条例 第17条第4項 第17条第5項 の規定により、退職手当の受給者に対し既に支払われた一般の退職手当等の額に相当する額のうち下記の金額の納付を命ずる。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この命令があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に長崎県知事に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令があったことを知った日から6か月以内に長崎県を被告として（被告を代表する者は ※ ）提起することができる（なお、この命令があったことを知った日から6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この命令があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内に提起することができる（なお、その裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、その裁決の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

記

金 円

（既に支払われた一般の退職手当等の額）

円

（職員の退職手当に関する条例 第17条第4項 第17条第5項 の規定により控除される失業者退職手当額）

円

別記様式第27号（表面）（第27条第2項関係）

退職手当相当額納付命令書

年 月 日

様

（退職手当管理機関） 印

職員の退職手当に関する条例 第17条第4項 第17条第5項 の規定により、退職手当の受給者に対し既に支払われた一般の退職手当等の額に相当する額のうち下記の金額の納付を命ずる。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に長崎県知事に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に長崎県を被告として（被告を代表する者は ※ ）提起することができる（なお、この命令書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この命令書を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる（なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

記

金 円

（既に支払われた一般の退職手当等の額）

円

（職員の退職手当に関する条例 第17条第4項 第17条第5項 の規定により控除される失業者退職手当額）

円

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に提出され、又は交付されているこの規則による改正前の職員の退職手当に関する条例施行規則の様式により使用されている書類は、この規則による改正後の職員の退職手当に関する条例施行規則の様式によるものとみなす。

正 誤

令和7年8月1日付長崎県公報第11437号中誤りがあったので、次のとおり訂正する。

| ページ | 行 | 誤 | 正 |
|------|---|-------------------|-------------------|
| 1045 | 8 | 長崎市葉山2丁目339番1地先まで | 長崎市滑石2丁目309番1地先まで |

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八二四)
二二一
二二一
四一

印刷所
印刷人
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺田宏
弥ト
クイック
プリン
ト